

記載例

訴 状

事件名 建物明渡 請求事件

〇〇 簡易裁判所 御 中 平成 16 年 1 月 5 日

訴状の作成日

あなたに対して裁判所から書類を送る場合にどこに宛てて送ってほしいか、希望する場所(送達場所)の□をレ点でチェックして届け出てください。以後あなたに対する書類はこの届出場所に宛ててお送りすることになります。

あなたの勤務先に書類を送ってほしい場合には、「勤務先」の□をレ点でチェックし、勤務先の名称とその住所を書いてください。

あなたの住所でも勤務先でもない場所(例えば、あなたのお父さんの家など)に書類を送ってほしい場合には、「その他の場所」の□をレ点でチェックし、「原告等との関係」の部分に「父の家」などとあなたとその場所の関係を書き、その住所を書いてください。

あなたの住所、氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書き、氏名の横にあなたの認め印を押してください。原告(申立人)が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書いた上、代表者印を押してください。

被告(相手方)の住所、氏名、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。被告(相手方)が会社であるときは、商業登記簿謄本又は登記事項証明書を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書き、また、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。

この欄は、簡易裁判所の窓口でお尋ねください。

原告 (申立人)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 住 所 (所在地)	〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号
	氏 名 (会社名・代表者名)	甲 野 太 郎
	TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
送 達 場 所 等 の 届 出	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記住所等 <input type="checkbox"/> 勤務先 名称	〒 住 所
	<input type="checkbox"/> その他の場所(原告等との関係)	TEL - - 〒 住 所 TEL - -
	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。 氏 名	
被告 (相手方)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 住 所 (所在地)	〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号
	氏 名 (会社名・代表者名)	乙 山 二 郎
	TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	勤務先の名称及び住所	〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号 〇〇〇〇 株式会社 TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
訴訟物の価額		円 取扱者
貼用印紙額		円
予納郵便切手		円
貼用印紙		裏面貼付のとおり

上記の届出場所においてあなたの代わりにあなた宛の書類を受け取るべき人(送達受取人)を届け出の場合には、この□をレ点でチェックし、その人の氏名を書いてください。この届出をすると、以後あなたに対する書類は送達受取人に宛ててお送りすることになります。

被告(相手方)の勤務先の名称や住所、電話番号が分かっているならば、その範囲で書いてください。

賃料不払を解除理由とする場合には、この□をレ点でチェックし、被告(相手方)がいつから家賃を支払っていないか、その初めの日と1か月の家賃の額を書いてください。

賃料不払以外を解除理由とする場合に、明渡しを受けるまでの賃料相当の損害金の支払を求めるときには、いつからの損害金の支払を求めるのかと、1か月の家賃の額を書いてください。

被告(相手方)と初めて結んだ契約の内容を書いてください。

なお、その後、家賃が改定されたときは、最も新しい家賃の額とその額に改定された日を()内を書いてください。

契約の解除などについて特別に約束したことがあれば書いてください。

賃料不払を解除理由とする場合に、あなたが被告(相手方)に対し、未払賃料の支払の催告をしたことがあれば「あり」の□をレ点でチェックし、催告の日を書いてください。

なお、直接口頭で催告したときはその日を、書面で催告したときはその書面が相手方に到達した日を書いてください。

被告(相手方)の言い分や、この紛争について他に参考になることなどを書いてください。

「請求の趣旨」とは、あなたが求める裁判の事です。

建物明渡

請求の趣旨	<p>1 被告は、原告に対して、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>被告は、原告に対して、{ <input checked="" type="checkbox"/>平成14年8月1日 } から明渡済みまで <input type="checkbox"/>訴状送達の日翌日</p> <p>1か月金 60,000 円の割合による金員を支払え。</p> <p>2 訴訟費用は、被告の負担とする。 との判決を求めます。</p>
紛争の要点(請求の原因)	<p>1 賃貸借契約の内容 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の建物を次のとおり賃貸し、これを引き渡した。</p> <p>(1) 契約日 平成13年4月1日 (2) 賃貸期間 <input checked="" type="checkbox"/>2年 <input type="checkbox"/>定めなし (3) 賃料 1か月金 60,000 円 (平成 年 月 日から1か月金 円) (4) 特約 3ヶ月分以上賃料の支払いを怠ったときは、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。</p> <p>2 催告 <input checked="" type="checkbox"/>あり(平成14年11月30日) 3 契約の解除 <input checked="" type="checkbox"/>平成14年12月14日 <input type="checkbox"/>本訴状をもって契約を解除する。</p> <p>4 契約解除の理由 <input checked="" type="checkbox"/>賃料不払(平成14年8月分から 3 か月分) <input type="checkbox"/>無断譲渡・転貸 <input type="checkbox"/>無断増改築 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>その他の参考事項 被告は、これまでも家賃の支払が遅れがちであり誠意がない。</p>
添付書類	<p><input checked="" type="checkbox"/>固定資産課税台帳登録証明書 <input checked="" type="checkbox"/>登記簿謄本又は登記事項証明書 <input type="checkbox"/>契約書 <input type="checkbox"/>内容証明郵便 <input type="checkbox"/>配達証明書 <input type="checkbox"/></p>

「訴訟費用」とは、申立手数料や裁判所を通じて被告(相手方)などに送った書類の郵便料金や証人に支払う旅費・日当などのことです(弁護士等の費用は含まれません)。

契約解除について、被告(相手方)にその意思を伝えたことがあれば、上の□をレ点でチェックし、直接口頭で伝えたときはその日を、書面で伝えたときはその書面が相手方に到達した日を書いてください。

本訴状を被告(相手方)に送ることによって解除する旨を伝えるときは下の□をレ点でチェックしてください。

契約を解除する理由について該当する□をレ点でチェックし、「賃料不払」を理由とする場合は、()内に契約解除の時点での不払期間を、「その他」を理由とする場合には具体的な理由を書いてください。

明渡しを求める建物の固定資産課税台帳登録証明書(通常「評価証明」といいます)は、申立手数料を算出するために必要ですから、建物の所在地の市町村役場で交付を受け、この□をレ点でチェックして、訴状と一緒に提出してください。

明渡しを求める建物の登記簿謄本又は登記事項証明書は、訴状に添付する必要がありますので、この□をレ点でチェックして、訴状と一緒に提出してください。
 なお、建物が未登記であれば、提出する必要はありません。

ここに例示されているような証拠書類があれば該当する□をレ点でチェックし、その他の証拠書類があれば空欄の□をレ点でチェックして空欄にその書類の名称を記載し、その書類の写し(コピー)を2通作成して、訴状と一緒に提出してください。